

はじめに——「被害者学の現在地」から見える日本の犯罪被害者支援

日本の犯罪被害者支援は、徐々に前進してきた。その前進の経緯にはいくつもの出来事があるが、その中でも重要なものが2004（平成16）年の「犯罪被害者等基本法」の制定である。同法は、日本で初めて犯罪被害者の「権利」を正面から認めた。また、同法で規定された「犯罪被害者等基本計画」を通じて様々な施策が講じられてきた。同法の制定により、地方公共団体や民間支援団体による犯罪被害者支援も大きく進んだ。

他方で、日本の犯罪被害者支援が、まだ道半ばであることも否定できない。2023（令和5）年6月、犯罪被害者等施策推進会議では犯罪被害者支援に関する5つの課題を提示し、その解決策を探り始めた。これらの課題には、解決のための方向性が見え始めたものの、まだ解決自体はできていない。また、これらの5つの課題以外にも、解決すべき様々な課題が山積する。

このように、現在の日本の犯罪被害者支援は一定の前進をしつつ、未だに解決すべき課題が多く残っている状況にある。

誰もが犯罪の被害に遭遇する可能性がある。そのため、いかなる犯罪被害者支援を講じるかは、私たち一人ひとりに直接関わる問題である。誰かが犯罪被害に遭った時に、その人だけに損害の負担をさせることは不平等である。犯罪被害に遭った人の負担を社会が可能な限り分担し、その人が元の生活に戻るために最大限の配慮をすることが必要であろう。元の生活に戻るために、どのようなセーフティーネットを持つ社会にするかを考えることが、被害者学の役割である。

本書は、被害者学が現時点でどこまで理想を実現できているのか、その「現在地」を確認した。その上で、「現在地」から理想をどこまで実現できるのか、将来像を展望することも試みた。

また、本書は、「被害者学の現在地」とした。被害者学は理論的な学問であるとともに、犯罪被害者支援に実際に貢献し、初めて意味をなす実践的な学問である。本書では、このような思いを込めて「被害者学」という名称を使い、

実践的な犯罪被害者支援への言及をすることにも挑戦をした。

現在、犯罪被害者支援は大きな社会的な関心事となっている。このような犯罪被害者への支援が大きな波を迎えようとしている時期に、研究者や実務家のみならず、法科大学院生、大学生、高校生あるいは社会人の方々に本書を手にとっていただき、「被害者学の現在地」を知っていただくとともに、これからの在り方を考えていただくきっかけを少しでも作ることができればと考え、本書を出版することにした。

なお、執筆者は、犯罪被害者支援に深く関わりを持つ研究者及び弁護士で構成されている。執筆者の中には、それぞれが担当するテーマに関する政府の検討会等のメンバーが多く含まれている。もっとも、執筆内容はそれぞれの執筆者の意見であり、各検討会等の意見ではないことを念のため申し添える。

最後に、本書の出版に至るまでに、法律文化社の舟木和久氏には大変なご尽力をいただいた。舟木氏がいらっしゃらなければ、本書が世に出ることはなく、私たち執筆者の一人であるといっても過言ではない。執筆者一同を代表して、心から感謝申し上げます。

2024年11月

執筆者を代表して

齋藤 実
矢野 恵美

【追記】

本書は、日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究(B)「犯罪被害者支援に関する法制度等の総合的研究」(研究代表者：齋藤実、21H00675) 同「児童虐待・DVにおける暴力の継続性に着目した対応(犯罪化)に関する多角的的研究」(研究代表者：矢野恵美、23K25116)の研究成果の一部である。